

阪神大震災による失業・雇用の現状と課題

草島 和幸

はじめに

阪神大震災は多くの人命や住宅とともに港湾・鉄道・道路・学校をはじめとする各種公共施設、さらに工場・事務所・商店が大規模に破壊された。電気・電話・上下水道・ガスなどライフラインと鉄道の一部はほぼ復旧したが、被災者をはじめとする地域住民の生活と地域経済ばかりか、日本経済全体にも大きな影響を与えている。

大規模な復旧事業が始まっているが破壊された施設・設備・工場などが完全に復旧するには年単位の長期間が必要である。いまだに避難所生活を続けている多くの住民がいるもとで、被災地域や直接の被害を免れた人達を含めた労働者などの失業・雇用・就業をめぐる問題が深刻化している。

大都市部に突如として発生した大量の失業者の発生と、その家族を含む人達の生活危機への対応と雇用と就業機会の確保は当面する政治の緊急課題であり、政府や財界の責任が厳しく問われるところである。あわせて、労働組合をはじめとする大衆団体の要求と運動の強化、その積極的役割発揮が求められている。

2月初旬から数回の現地調査、労働組合や商工団体、研究者との話し合いをもとにしての実態と問題点、さらにはこれからの課題について

検討する。

1. 深刻化する失業と雇用一数百万人規模の無収入失業者が顕在化する一

震災発生から70日余りを過ぎた3月末現在、行政的に把握できる失業と雇用の動向をしめす指標である雇用保険・離職票の新たな提出と雇用調整助成金（以下、雇調金）の申請は落ちてきた。労働者の通勤圏から見て必ずしも全てとはいえないが被災地を所管する兵庫県下の職業安定所の1月下旬から3月末までの震災の被害によるとみられる失業給付受給者と震災後の求職申込み者は約1万3000人、雇調金受給者は4万9000人、合計6万2000人となっている。

しかし、失業・失業状態になった人数はこれにとどまるものでない。それは、①通勤事情や既に移転して他府県の職安に離職票を出した労働者、②パートタイマーや零細企業で雇用保険の適用外と思い込み受給をあきらめた労働者、③新規卒者で内定取消や内定にもならない就職浪人、さらには④自営業者とその家族労働者などが相当数にのぼるとみられる。

4月にはいり東西を結ぶ鉄道が回復したことなどで大手デパート・スーパーをはじめ営業が再開したので雇調金受給者、休業による失業給付受給者が減少するとおもわれるので行政的に把握される6万2000人の失業状態は相当に減少

特集・阪神大震災から何を学ぶか

する。だが、先にみたとうりの潜在化している失業状態の人達も視野にいれるなら震災による失業・雇用対策の対象は10万人規模になるだろう。

当面、失業給付期間の一律60日延長で離職前賃金の60%程度の生活費が支給されているが間もなくその期限もきれる。その時期は6月と9月に集中するとされている。不況と異常円高にくわえての大震災の被害で阪神地域における安定した雇用と就業確保が困難なもとで、大量の無収入失業者が顕在化するのとは必至である。

こうした事態は敗戦直後の一時期を除けば例をみない。しかも大都市に集中しているのであり被災地への深刻な経済的・社会的影響を与えることは明らかであり、家族をふくめた生活保障と安定した早期の雇用確保における効果的な対策の実施が強く求められるところである。

2. 政府の雇用対策の問題点—広域的な拡散では解決にならない—

震災直後といっても被災者が職安に殺到するのは2月にはいつてからだった。事業主が大量の離職票を受取りに、一時的休業にともなう雇用調金申請の手続きに、離職票をもらえない労働者が相談にと自分も家族も被災者である職安職員（全労働組合員）の連日の奮闘がつづいた。

政府が失業・雇用対策で最初におこなったのは、①先にふれた失業給付期間の一律60日延長と、②一時休業（失業ではない）でも失業給付を支給すること、③雇用調金助成率の引上げ（大企業2分の1、中小企業3分の2をそれぞれ3分の2、4分の3に）、④転職せざるを得なくなった自営業者にも職業訓練受講を認め訓練手当を支給するなどであった。

これは緊急時に現行制度を活用するうえで当然のことであるが同時に現行制度とこれまでの

労働行政の限界もしめすものであった。

その第一は、震災によって就業不可能につきまり失業状態になった全ての失業者に対応しきれていないからである。失業給付が震災発生時に労働者と事業主が負担する雇用保険料を納入していた場合にかぎって支給されるからであり、大量の未適用失業者が表面化するなど制度と行政運営の両面で大きな問題点をさらけだした。

自営業者と家族労働者は同じ災害による失業者でありながら制度から排除されているし、制度上は対象とされながら零細企業に働く労働者やパート労働者の大部分に受給資格が認められないこととなった。

第二は、事業主の営業再開にとって欠くことのできない雇用継続が主旨である雇用調金制度も大企業では活用されても中小企業ではほとんど使えないことである。それは雇用調金にともなう事業主負担ができないこと、助成金の支払いまでの約三か月間のつなぎ資金がないことなどでこれまでの不況対策においても指摘してきたことであった。また、緊急対策とはいえ雇用が継続しているもとで賃金の一部にあたる給付に労働者が拠出した保険料があてられることは保険システムの基本問題を無視して休業理由の失業給付にせざるを得ないことになった。

制度上の対象でありながら排除されていた雇用保険への適用手続きが大幅に簡略化されたのは全労連などの要求と運動を反映した3月になってからである。失業給付の新たな申請が落着くもとで政府も失業者の就業対策を始めることとなった。

復旧事業など公共事業への40%の失業者吸収率設定、雇用対策法の運用による未就職の新規学卒者に対する訓練手当の支給、自営業者もふくむ他府県への就職希望者へ交通費や移転費の支給などをおこなうこととした。また、兵庫県

は震災復旧基金を使って被災者を6か月以上雇用した事業主に50万円を助成することとした。

港湾・道路・公共施設・住宅・新たな都市計画事業・これに伴う関連資材の需要など数兆円規模の公共投資と労働力需要が見込めることは確かだが40%の雇用吸収率が効果的に機能する保障はない。大規模工事であればゼネコンが受注しその配下の関連企業が他府県の労働者を使用するだろうし、地元失業者にしても建設事業へ就労を希望するかも不明である。

県の雇用助成金は一定の効果は期待できるが中小企業が6か月も先の助成金支給まで持ちこたえられるか疑問である。

すでに川崎製鉄、川崎重工、住友ゴムをはじめ大手企業は震災を契機に工場の撤退を表明しており関連下請企業やそこに働く労働者の二次的失業発生のおそれもある。政府の就業対策はその場しのぎにすぎず地元で安定した雇用と就業を確保することにはならない。

それどころか対策の最大の焦点は阪神地域から他地域への失業労働者の流出・分散がねらいであろう。不況と円高、さらには生産拠点の海外展開による産業空洞化が進むもとですでに雇用不安は全国に広がっており流出・分散の余地はなく、ましてや被災労働者の要求ではないから本来の雇用・就業対策とならないことは明らかである。

3. 阪神地域に安定した雇用と就業を確保する課題と運動発展を一国と大企業の責任追及が急務一

焼け跡にビニールシートを張って店を出す業者、崩壊した工場から機械や道具を掘出して仕事を開始する零細自営業者、電気も、電話も、鉄道や道路も麻痺状態のもとで互いに大きな被害を受けていながら従業員と励ましあって自転

車とバイクで顧客まわりを始めた中小企業の社長など困難を乗り越える逞しい動きもはじまっている。

ある中小企業団体役員は「復興ではだめだ、長い不況で四苦八苦していた元の状態に戻るだけで良いのか。」というのが今の合い言葉だと言っていた。大破壊からの大規模な復興事業を絶好のビジネスチャンスにしなければとの思いである。

技術的には大企業やゼネコンが受注しても資材の供給や施行の工事は地元中小企業に発注させろという当然の要求とそれを実現させる自らの運動への決意が込められている。

ここに語られているのは地元で安定した雇用と就業の機会を作り出すうえでの第1の課題である大企業の社会的責任追及である。

同時に、長年にわたり地域社会に君臨して高利潤と高蓄積をあげながら大地震の苦難から立上ろうと努力している市民と労働者を放り出して撤退しようとしている大企業の責任を追及しなければならない。その場合は直接雇用する労働者とともに最末端までの下請企業の仕事と経営安定と雇用・就業に責任をもたせることが必要である。

第2は、復興事業を各種建造物や都市計画事業に限定せず根底から破壊されたさまざまな住民生活への支援やこれまでの行政から取残されてきたさまざまな分野のサービスを向上させる事業も対象にすべきである。震災直後からめざましい活躍をしたボランティアの役割がそれであり、本来は行政が対応すべき仕事であったし今後とも充実しなければならない。

県と市など自治体が直ちに事業計画を策定して政府にその実施に必要な予算措置を要求しなければならない。そこには被災した多くの失業者に長期にわたる雇用と就業が確保されるだろ

特集・阪神大震災から何を学ぶか

う。自治体と政府は先の復旧事業における地元企業への優先発注にも責任を持つのはいうまでもない。

第3の課題は当面する数万人規模の無収入失業者の顕在化を防止することであり失業給付と雇調金の給付期間の延長が不可欠である。その際に必要なのは、①雇用保険の対象外とされた自営業者やパートタイマーなどにも給付される全額国庫負担の失業手当である。雇用対策法による職業転換給付金が活用できるだろう。②最大の問題はささやかな生活費の給付の期間が長引くほど労働者のモラルが問題になる。通常賃金の60%程度での生活と仕事のない毎日がどれほどの苦痛であるかは明らかだ。延長する給付期間は安定した再就職にむけて意欲のわく高いレベルの技術・技能・資格を取得できる教育・訓練の期間としなければならないし、その期間は6か月とか1年となる場合もあるだろう。

第4は、地元での最大の雇用は中小企業の活性化にかかっている。住宅などの個人資産の被害には義援金支給などがあっても工場や設備、機械などは資本として補償の対象外とされている。住居と工場が一体の中小企業の実態を無視する画一的な縦割り行政を改めて各種の支援や融資を業者の生活保障と事業再開への努力を効果的におこなえるように改めるべきである。

第5は、被災地の地場産業の復興であり、ケミカルシューズと灘五郷の酒造りが代表的なものである。ケミカルは全国の80%を生産してきたが典型的な零細家内工業が中心であり地震直後の火災で壊滅的被害を蒙った。集中していた長田区は震災後の都市計画によって町が大きく変えられようとしている。

既に他の産地が生産を拡大しようと動いているし、資本金のある企業が生産拡大をめざしてのりだしている。県と市も都市計画を前提にし

て遠隔地の工業団地への移転を勧誘しており地場産業としての再生がおびやかされている。ここでの最大の問題は10数種類にわかれた工程ごとの生産体制と営業と生活が一体化した零細企業特有の実態にふさわしい支援を具体化することである。

大手の酒造メーカーは灘ブランドで全国各地から製品を集めて事業を展開しているが、灘の地元だけの蔵元は今秋の仕込みの見通しもなく長年の伝統さえも放棄せざるを得ない危機に直面している。低コストと効率だけを優先する資本の論理が地場産業とそこでの大きな雇用・就業の場を失わせてはならない。

4. 国民本位の政治転換への試金石

政府は5月中旬に震災復興のための補正予算を提出しており、財界と大企業は大規模な復興需要をあてこんで策動している。すでに、全労連と労働総研は4月17日「市民本位の“みなと”の復興と港湾関連労働者の生活、雇用・労働条件改善のための提案」を発表した。

政府と財界は日本で最大の貿易港である神戸港の復旧を新たな高蓄積に効率的な施設と機能に変えようとしている。崩壊した岸壁や大型コンテナヤードだけでなく港湾機能の24時間、365日稼働体制にすることが最大の眼目である。

原材料や部品、製品の輸出と輸入が24時間、365日も休むことなく行われることは港湾労働だけでなく全国の工場や事務所が動き続けることになる。それは、海外の場合も同様でありジャストインタイム＝看板方式の全国・全産業化と国際化にはかならない。

まして、ポートアイランド、六甲アイランドなど神戸港の港湾機能が大規模な住宅や市民病院と隣接していること、陸上輸送が市街地を大型トラックでおこなわれることなど阪神一帯の

住民生活が脅威にさらされるのは明らかである。

“みなと”が神戸市民と阪神地域の経済や住民の生活に大きな影響を与えることは明らかであり、我々の提案が政府と財界の策動との対決点をしめす住民と“みなと”に働く労働者の生活と権利を優先したものであることはいうまでもない。

“みなと”とともに阪神地域が鉄鋼・造船をはじめとするふるくからの工業地帯であり日本を代表する独占資本が100年余にわたって高蓄積をすすめてきたところである。60年代以降これらの大企業は全国各地に新鋭工場を展開して、阪神地域の比重は低下してきたが震災の被害を口実にして全面撤退しようとしている。

最末端までの下請企業と労働者の仕事と雇用は震災から起ち上がるうえでおきな位置をもつし、大企業の社会的責任が厳しく問われるところである。

また、全労連と兵庫労連は5月18日、「地元に安定した雇用・就業の確保を」との緊急提案を発表した。この提案の中心テーマは、「復興への参加で雇用・就業を」というものである。

復興と雇用をめぐる当面の重点は、広範な産業分野における中小企業の役割であり、国と自治体の効果的な支援が不可欠である。決済が繰延べされた手形も間もなく期限切れになり倒産と新たな失業発生だけでなく、被災地住民の復興への意欲を潰すことになる。

事業再開への支援と融資の一環として特別な対策が急がれるところであり、それは乱脈経営と政財官の癒着が明るみになった東京の二信組への資金投入よりも僅かな金額ですむだろう。

製造業だけでなく小売業、サービス業をふくむ零細企業は工場や店舗と住宅が一体であり生活支援と事業再開支援を分離できない実状に配慮した対策が不可欠である。何よりも急ぐべきはこうした零細業者とその家族が失業者であることを直視して、生活費にあてる全額国庫負担による失業手当を支給すべきである。

大震災による雇用と就業の危機は工場・事業所の破壊などによる一次的な多発につづき二次的、三次的に広がろうとしている。大企業の撤退とその影響とともに遠くは山陰や四国から六甲山とその周辺や淡路島など観光客が激減し温泉やホテル、飲食店、土産店の営業困難がつづき従業員やパートの解雇もはじまっている。

震災にともなう雇用と就業への対策はこうした事態への考慮がまったくない法律や制度、行政と財政の仕組みだけの対応では困難である。ましてや国民生活に犠牲を押し付け大企業利益を優先してきた政治のもとではなおさらである。“自己責任と市場原理”を口実にする規制緩和の強行が政府と行政の雇用対策の無策をさらに深刻化させることになる。

震災による失業・雇用をめぐる問題を深刻化させている根源は労働者と国民の生活と権利を抑圧してきた労働法制や中小企業支援の相次ぐ改悪と後退の結果である。

かつてない大規模な被害のなかから困難を乗り越えて起ち上がる被災地の労働者と労働組合、諸団体の奮闘に心からの敬意を表するとともに国民本位の政治へ転換させる重要な契機を勝ち取るためにともに奮闘する決意である。

(労働運動総合研究所理事)